

佐渡市変動型最低制限価格の設定に関する事務取扱要領の一部を改正する訓令

新旧対照表

新	旧
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(下限価格)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 下限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除いた入札書比較価格。以下同じ。）に次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、その金額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。</p> <p>(1) 建設工事 <u>100分の88</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 工事等の性質上前項に規定する割合により難しいときは、同項の規定にかかわらず<u>次の各号に定める割合とする。</u></p> <p>(1) <u>解体工事及び解体工事が主たる建設工事（次号に掲げる建設工事を除く。）</u> <u>100分の80</u></p> <p>(2) <u>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の規定に基づく行政代執行、略式代執行及び佐渡市空家等の適切な管理に関する条例（令和2年佐渡市条例第29号）の規定に基づく緊急措置による建設工事</u> <u>100分の75</u></p> <p>(3) <u>その他市長が特に必要と認めた建設工事</u> <u>100分の75を下回らない範囲で設定する割合</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第4条・第5条 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(下限価格)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 下限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除いた入札書比較価格。以下同じ。）に次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、その金額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。</p> <p>(1) 建設工事 <u>100分の85</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 工事等の性質上前項に規定する割合により難しいときは、同項の規定にかかわらず<u>市長が定める割合とする</u>。</p> <p>(加える。)</p> <p>(加える。)</p> <p>(加える。)</p> <p>4 (略)</p> <p>第4条・第5条 (略)</p>

佐渡市変動型最低制限価格の設定に関する事務取扱要領の一部を改正する訓令

新旧対照表

新	旧
<p>(下限価格及び変動型最低制限価格の算定方法の公表)</p> <p>第6条 第3条第2項及び第4条各号に規定する算定方法は、佐渡市ホームページ等に掲載し、公表するものとする。</p> <p>第7条～第9条 (略)</p>	<p>(下限価格及び変動型最低制限価格の算定方法の公表)</p> <p>第6条 第3条第2項及び前条各号に規定する算定方法は、佐渡市ホームページ等に掲載し、公表するものとする。</p> <p>第7条～第9条 (略)</p>